

建設汚泥の自ら利用に係る基準

1 趣旨

この基準は、広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針第3条の規定により、必要事項を定めるものである。

2 建設汚泥処理物の品質

建設汚泥に中間処理を加えた後の物（以下「建設汚泥処理物」という。）は、以下の基準に適合していることを確認した後に利用しなければならない。

(1) 品質基準

建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日、国土交通省（以下「技術基準」という。））に示される用途別の品質及び仕様書等で規定された要求品質に適合していること。

品質確認のために行うコーン指数試験は、技術基準に示される方法、頻度で行うこと。

(2) 生活環境保全上の基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に規定する土壌の汚染に係る環境基準（溶出量基準に限る。）及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条に規定する特定有害物質の基準（含有量基準に限る。）に適合していること。

土壌汚染に係る環境基準等の試験方法及び頻度は、次表のとおり行うこと。

試験方法及び頻度

試験項目	試験方法	頻度
環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準（溶出量基準）	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境省告示第46号）に示された測定方法	1 建設汚泥処理物の量が1,000 m ³ 未満の工事 1回以上 2 建設汚泥処理物の量が1,000 m ³ 以上の工事 建設汚泥処理物1,000 m ³ ごとに1回以上
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質（含有量基準）	「土壌汚染対策法施行規則第5条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法」（平成15年環境省告示第19号）に示された測定方法	

3 建設汚泥の再生利用場所

建設汚泥の再生利用場所は、原則として建設汚泥を排出する工事現場内とする。ただし、市長が再生利用が確実に生活環境保全上支障がないと判断した場合は、この限りではない。

4 余剰建設汚泥処理物の処理

建設汚泥処理物のうち、建設資材として利用しない余剰物については、産業廃棄物として適正に処理すること。